

草津栗東行政事務組合個人情報保護法施行条例

令和5年2月17日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書(以下「行政文書」という。)の写し(当該保有個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに行う閲覧の方法による開示のための写しを含む。)の交付を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第4条 組合の機関(議会を除く。以下同じ。)は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、草津栗東行政事務組合情報公開・個人情報保護審議会の設置および運営に関する条例(令和4年草津栗東行政事務組合条例第7号)第1条に規定する草津栗東行政事務組合情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 草津栗東行政事務組合個人情報保護条例(令和4年草津栗東行政事務組合条例第6号。以下、「旧条例」という。)は廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第14条、第15条第3項または第16条第3項の規定によるその職務または事務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用もしくは利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第4項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者または前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧条例第2条第6項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を取り扱う事務の委託を受けた事務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において指定管理者が行う公の施設の管理の事務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日（以下「付則第2条施行日」という。）前に旧条例第18条、第27条第1項もしくは第2項または第40条第1項もしくは第2項の規定による請求がされた場合における旧保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者または同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- (3) 第1項第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

第4条 付則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

付 則（令和7年2月14日条例第2号）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされ

る罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。